

熊本県有明海区漁業調整委員会

第 5 3 8 回議事録

令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 1 0 日開催

第538回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和8年（2026年）8月10日（月）午後2時00分から

開催場所 県庁行政棟本館13階 1301会議室

出席者

（出席委員）橋本孝 浜口多美雄、藤森隆美 西川幸一 小森田智大 木村武志 八塚夏樹 佐小田眞智子

（欠席委員）吉本勢治 廣田義治

（水産振興課）課長補佐 松尾竜生 主幹 宮崎孝弘 技師 寺嶋卓海

（熊本県漁連）指導部長 内田誠

（事務局）事務局長（審議員） 石動谷篤嗣 主幹 堀田英一 参事 徳留剛彦
技師 神鷹紀人

議 事

（1）議題

第1号議案

熊本県有明海区における漁業権の免許について（諮問）

第2号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）

第3号議案

令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る本
県海区漁業調整委員会の提案議題について（協議）

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第538回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催に当り事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、10名中8名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第538回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と、「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

それでは、ただ今から第538回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められ

ております議事録署名につきまして、本日は浜口委員と木村委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力をお願いします。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「熊本県有明海区における漁業権の免許について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。座って説明させていただきます。

今回は、「熊本県有明海区漁場計画に係る区画漁業権免許申請について」の諮問でございます。資料は2ページからになります。

まず、今回の漁業権の免許設定までの進捗について説明させていただきます。資料2ページをご覧ください。資料上段左に記載しておりますが、「海区漁場計画の変更」については、本委員会への諮問及び答申を経て、令和8年5月29日に変更した海区漁場計画を公示しております。本海区漁場計画については、法令集以降に添付しております。

今回の諮問は、資料下段の免許の欄のうち、免許申請に係る本委員会への諮問になります。令和8年6月1日から7月21日を免許申請期間として定め、公示した変更漁場計画について、漁業権取得を希望される漁協から申請を受け、申請書類の確認及び適格性の審査を行っております。

ここで、免許申請の審査の内容にあたる適格性の確認について、フロー図を用いてご説明いたします。資料3ページをご覧ください。

漁業法第72条には、漁業権の種類毎に、免許を受ける者の適格性が規定されており、第71条には申請者がこの適格性を有する者でない場合は、知事は免許してはならない、とされています。今回、本海区では区画漁業権のうち最上段の個別漁業権のみ漁場計画を策定しております。資料上段の個人に免許される個別漁業権の適格性について、フロー図にお示ししている(1)から(4)の項目に該当しないことを申請者から提出された宣誓書で確認してます。

それでは、免許の申請状況及び審査結果の説明に入らせていただきます。資料4ページに示しております「3. 漁業権免許申請・審査結果一覧」をご覧ください。

今回変更した海区漁場計画で定めた、第1種区画漁業権かき支柱式養殖業1件について、免許申請者、適格性の審査結果、順位、免許予定者を記載しています。かき支柱式養殖業については、申請は滑石漁業協同組合の1者が申請されています。この申請について、先程ご説明した免許適格性の基準によって審査したところ、免許申請者が適格性を満たすことを確認しております。

また、申請者が1者であったため、順位は1位となり、免許申請者を

免許予定者としております。

以上が、今回の諮問についての説明となります。

なお、この内容で異議ない旨答申いただきましたら、令和8年9月1日に免許となる予定でございます。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、第2号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則第11条において、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、同条第3項において公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明します。資料6ページから12ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。

まず、法令集の上から1枚目の下段の2番になります。

今回公示を予定している漁業は、新規許可では、くちぞこ刺し網漁業、囲い刺し網漁業、たこつぼ漁業及びばいかご漁業です。許可の有効期

間満了に伴う許可は、うなぎ柴漬け漁業及び筒漁業です。

最初に、くちぞこ刺し網漁業についてです。スライド3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。くちぞこ刺し網漁業ではスライド3番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。主な漁場は有明海です。操業区域はスライド4番で着色している有共第13号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、その他の内容については資料6ページに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については以上です。

次に、囲い刺し網漁業についてです。スライド5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。囲い刺し網漁業では、魚群を取り囲むように網具を設置し、海面をたたくなどしておどし、網具に絡ませて漁獲します。漁獲の対象はぼら、このしろ、ぶり、さより、きびなご、ひいらぎに限られています。周年操業は可能となっていますが、主に10月～翌年4月頃に県内各地で操業されています。操業区域はスライド6番で着色している有共第9号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は2隻、その他の内容については資料7ページに記載のとおりとなっています。囲い刺し網漁業については以上です。

次に、たこつぼ漁業についてです。スライド7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。スライド7番の右上の図のようなたこつぼを、海底に設置し、たこを漁獲します。漁業時期は周年で県内全域で広く操業されています。操業区域は、スライド8番で着色している有共第9号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、その他の内容については資料8ページに記載のとおりとなっています。たこつぼ漁業については以上です。

次に、ばいかご漁業についてです。スライド9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。ばいかご漁業ではスライド9番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ばいがいを漁獲します。漁期は、3月から12月までとなっており、有明海や不知火海で操業されています。操業区域は、スライド10番で着色している有共第7号及び同第21号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、その他の内容については資料9ページに記載のとおりとなっています。ばいかご漁業については以上です。

つづきまして、許可の有効期間満了に伴ううなぎ柴漬け漁業及び筒漁業についてご説明します。

まずは、うなぎ柴漬け漁業についてです。スライド11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。うなぎ柴漬け漁業では、スライド11番の右図のように木の枝等を束ねた柴を海底に設置しまして、狭

いところを好むウナギの習性を利用して、うなぎを漁獲します。主に有明海の河川の河口域で営まれています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド１２番で着色している有共第６号、同第１０号及び同第１５号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は合計５隻、その他の内容については、資料１０ページに記載のとおりとなっています。うなぎ柴漬け漁業については以上です。

最後に、筒漁業についてです。スライド１３番に漁法を１４番に操業区域や隻数を示しています。スライド１３番の左の図のように、入った魚が出にくくするための返しを付けた円筒型の漁具を右下の図のように設置し、あなごやうなぎを漁獲します。漁業時期は周年となっています。なお、ウナギについては、令和７年３月２５日発出の委員会指示第４９号により、１０月１日から翌年３月３１日まで採捕禁止期間となっていますので、漁獲された場合は放流することとなります。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド１４番の参考図に色付けしている６つの共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は合計１１隻であり、その他の内容については、資料１１から１２ページに記載のとおりとなっています。筒漁業については、以上です。

許可の申請期間についてです。スライド１５番をご覧ください。新規の許可のくちぞこ刺し網、囲い刺し網、たこつぼ、ばいかご漁業の申請期間は、令和８年８月１７日から令和８年８月２１日までを予定しております。

次に、期間満了に伴う許可の申請期間ですが、うなぎ柴漬け漁業及び筒漁業の申請期間は令和８年８月１７日から令和８年９月１１日までを予定しております。

なお、制限措置の公示に当たり、規則第１１条に定める漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格、申請すべき期間以外の軽微な修正があった場合は、水産振興課へ一任いただきますよう、併せてお諮りさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から第２号議案の説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは、無いようですので、お諮りいたします。
第２号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第2号議案については、「特に意見なし」と答申します。

続きまして、第3号議案「令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る本県海区漁業調整委員会の提案議題について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

委員会事務局でございます。着座にて説明させていただきます。

資料は、13ページ以降になります。はじめに、13ページをご覧ください。

全漁調連における提案議題の各ブロックの取りまとめから、総会決議及び関係省庁への提案活動までの大まかな流れを示しております。

まず、令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について、御説明いたします。

令和8年5月15日、東京都において開催された通常総会では、提案した要望事項などが審議・承認され、令和8年度要望書として取りまとめ、さる7月2日、水産庁をはじめとした関係省庁に対し要望活動が行われました。

法令集に赤いインデックスで全漁調連と記載した資料から青いインデックスを付した令和8年度要望書と要望結果を掲載しております。次に、本日協議いただく趣旨を説明します。委員会資料に戻っていただいて14ページをご覧ください。

本日の委員会では、今年度、九州ブロック会議を担当する鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局長から、来年度の全漁調連要望活動に向けて、令和8年度提案議題等の照会があることから、本県海区の提案議題について、協議していただきます。

続いて、法令集の青いインデックスを付したR9たたき台をご覧ください。

これは、全漁調連事務局が総会の了承を得て、要望項目の整理・見直し等を行い作成した令和9年度要望「たたき台」になります。今回は、この資料も踏まえて、提案議題について検討要請があります。

なお、令和9年度要望「たたき台」を検討・整理した状況については、法令集のR9検討整理と付した令和9年度検討に向けた検討（整理表・本文のみ）をご覧ください。内容としては、表の上1段目に項目を記載しており、左側から「令和8年度要望書（案）」、「R9年度要望作成に向けた検討」、参考（R7関係省庁からの回答）の順で整理しています。

次に、本海区の提案議題の案について説明します。委員会資料の（18）ページからになります。

今年度は、提案議題を4件予定しています。

このことについては、資料18ページと21ページから23ページま

での議題については、昨年度とほぼ同様の内容で、時点修正したものです。

また、資料１９ページから２０ページの大中型まき網の操業禁止区域の拡大の議題につきましては、本県沿岸漁業の現状も踏まえ一部修正したものです。

なお、事務局からこれらの案を各委員へ事前に照会させていただきましたが、特段修正等のご意見はありませんでした。

それでは、各議題の内容について、個別にご説明します。

まず、資料１８ページの「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について」です。

令和２年１２月の改正漁業法では、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという目的を掲げており、海区漁業調整委員会においても、漁業調整機構としての役割を十分果たすことが求められています。

そのため、海区漁業調整委員会の積極的な活動が不可欠であり、その活動に要する財源確保も必要不可欠であります。

については、海区漁業調整委員会の財政基盤を確保するため、国による更なる予算措置を要望するものです。

次に、資料１９ページの「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導の強化について」です。大中型まき網漁業は、網船と呼ばれる数十トンから数百トンの大型漁船を中心に船団を組んで、広域的にあじ、さば、いわし、かつお、まぐろなどを漁獲することから農林水産大臣の許可を必要としています。近年の漁獲量は、全国の海面漁業の約３０パーセントを占め、特に、まいわしやかつおといった魚種については、約５０～６０パーセント程度と多くを占めています。また、知事許可漁業のような数トンから十数トンの小型の漁船を使用する沿岸漁業とのトラブルが発生するおそれがあることから農林水産省令により操業禁止区域が設定されております。

資料２０ページをご覧ください。熊本県近海の禁止区域を示した図になります。赤い線より内側が省令で定められている大中型まき網漁業の禁止区域になります。本県の海域においては、海岸から約２，５００メートル以内が禁止区域となっていますが、苓北町地先や天草市牛深町地先のように、禁止区域が設定されていない区域があります。一方で、長崎県は海岸から５，０００から１５，０００メートル、鹿児島県も約４，０００メートルまでが禁止区域となっております。

このように、本県海域では操業禁止区域が狭いため、昭和６０年頃から大中型まき網漁業による、本県沿岸での操業が増えて、問題が生じていました。

そのため、本県西海地区漁協連絡協議会と鹿児島県の大中型まき網漁

業協同組合との間で熱心な話し合いが重ねられ、平成１８年に両者で黄色い線で囲まれた区域での大中型まき網漁業の操業を控えるという協定が結ばれました。しかしながら、この区域は、仮に操業したとしても違反にはなりません。このため、操業禁止区域の拡大を引き続き要望するものです。なお、今回の修正部分は、協定後の経過年数に変えて、環境変化等による沿岸漁場の困難な状況について記載するよう、追記したものです。

次に、資料２１ページの「東シナ海における漁船の安全操業の確保について」です。資料２２ページをご覧ください。要望内容の対象海域となる日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域図を示させていただきました。

種子島、屋久島から沖縄諸島の西側の図の中央に示してあるのが日中の暫定措置水域です。この水域のさらに南側の尖閣列島を含む海域が以南水域です。この海域において、本県漁船は東シナ海はえ縄漁業４隻ほどが操業されていますが、集団で出現する中国漁船や中国の警備艇に漁場を占拠されて操業に支障をきたすこともあり、特に最近の尖閣諸島を巡る情勢から、漁業者の不安は以前と比較にならないほど増大しているところです。

現在、提供されている外国公船や漁船の情報は尖閣諸島周辺に限られ、その情報が出漁中の漁船に届くのに時間を要するため、漁業者からは、日中暫定措置水域も含めた広範囲における外国公船や漁船の位置情報等をリアルタイムに提供して欲しいとの要望があり、外国公船等の航行情報漁業者向けに迅速に情報を発信できるよう要望するものです。

最後に、資料２３ページの「ミニボート及びＳＵＰによる海難事故の防止について」ご説明します。近年、マリレジャーの普及により、ミニボートやスタンドアップパドルボード通称ＳＵＰを利用した釣りやレジャーが盛んに行われて、今年は津奈木沖でＳＵＰに乗って釣りをしていた方が漂流し、海難救助隊に救出されるなど、海難事故も多くなっています。

ミニボートとは長さ３ｍ未満、エンジン出力１．５ｋＷ未満の小型のボートを指しますが、ミニボートの利用に際して、基本的な海上交通のルールを知らない利用者が多いほか、漁船等からの視認性が悪いという特性を理解しないまま沖合に出て海難事故が発生しています。また、海面近くに浮かぶＳＵＰはさらに視認性が悪いことや風波により沖合へ流されやすいことから、ＳＵＰを始めて３年以内の経験の浅い人が海難事故を起こすケースが多いとのことでした。

このため、ミニボートやＳＵＰによる海難事故の防止に向けた対応を要望するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、突発的な提案議題や内容の変更等が生じた場合は、会長にご一任いただくことを併せて、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ただ今、事務局から、第3号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

藤森委員

よろしいでしょうか。

議長

はい、どうぞ。

藤森委員

禁止区域があることはわかりますが、今、天草の方から漁船のエンジンの馬力数に係る長崎県との協定の話があってます。何年も話していることで馬力数を上げられないのかというものです。県にも話が合っているかと思いますが、進捗状況はどうなってますか。

水産振興課

はい。

議長

はい、どうぞ。

水産振興課

はい。水産振興課です。西海手繰のエンジンの見直しについてのご指摘をいただいたかと思います。こちらにつきましては、江口組合長、それから西海手繰小組合の徳本組合長と連携して、長崎県との協議を進めているところです。現場からも協議の加速化を、ということで話をいただいておりますので、直近では今週水曜日に長崎県へ出向いて、要望をさせていただくということになってます。なるべく早い対応で進めていきたいと考えております。

藤森委員

はい。

議長

どうぞ。

藤森委員

地元の人たちの話では、こちらでは大臣許可で行うまき網漁業ではない、あちらでは知事許可で行う中型まき網ではない、こういう中で、お互い言い分がありますが、長崎県と熊本県では馬力数を決めていた。ですが、近年、スピードを求める時代になった中で、漁獲物を素早く市場へ運びたいという話を江口組合長とか地元の人から話があったと思います。地元を回るとこれを一番に話されます。地元ではこういった話があることを説明したらいいのではないのでしょうか。

水産振興課

はい。

議長

どうぞ。

水産振興課

水産振興課です。私どもの方で長崎県と協議をさせていただいているところで、ゆくゆくは本県の漁業者と長崎県の漁業者との協議といいますか、生産者協議も必要に応じて実施していくことを考えています。併せて地元の別の漁船漁業者もいらっしゃるので、そことの調整も円滑に進むように、緊密に組合長と協議をさせていただきながら進めていきたいと考えています。長年にわたる協議をしていて、協定という縛りもある中で動いている関係もあります。また、長崎県側としては、協定に基づく対応を求めてきているというところなんです。私どもとしては、協定通りのエンジンの載せ替えについては、大事な地元の漁業の存亡に係る話というなかで、現状に応じた対応をしていく必要があるということで協議を進めていきたいと考えています。しかし、相手がいる話であるため、協定書を盾に色々協議が出てくることもあるかと思いますので、ここはスピード感を持ちながらも慎重に進めていきながら、協定がご破算にならないように、現場の状況を踏まえながら進めていきたいと思います。

議長

よろしいですか。

藤森委員

はい。

議長

他にございませんか。

木村委員

よろしいでしょうか。

議長

はい。どうぞ。

木村委員

19ページのまき網のところの言い回しなんですが、一部文言を消したということは、問題になるようなことは起こっていないけど、環境変化によって、より不安感が強まったという言い方に変えたということですか。特に何か目立った問題が発生しているというわけではないということでしょうか。

事務局

はい。

議長

どうぞ。

事務局	事務局です。関係する地区の委員へ意見を伺いまして、環境変化で不安を抱えられてるといったお話をいただきましたので、意見を反映させた形となっております。トラブル自体は、特に何か発生してるということとは聞いておりません。
木村委員	ありがとうございます。
議長	他にございませんか。
委員	ありません。
議長	それでは特に無いようですので、第３号議案は、事務局が示した案のとおり回答してよろしいですか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、第３号議案については、事務局が示した案のとおり九州ブロック会議の担当県に回答することとします。 本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。
委員	ありません。
議長	事務局はありますか。
事務局	ありません。
議長	他になれば、これで第５３８回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。

以上